

新旧対照表（市場連動プラン/ハイブリッドプラン/ハイブリッドプランA）

新	旧
<p>I 総則</p> <p>第1条（適用） この電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下「本約款」といいます。）は、株式会社U-POWER（以下「当社」といいます。）が、当社所定の方法によって申込みをいただいた高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、<b>お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）</b>が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの標準的な電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条（定義） 本約款における用語の定義は、それぞれ次の各号のとおりとします。</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>第4条（略） 第5条（略）</p> <p>II 契約の申込み</p> <p>第6条（電気需給契約の申込み） 1 お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合、お客さまは、あらかじめ本約款および当該書面を承諾のうえ、当社所定の方法により、必要事項を明記のうえ、申込みをしますものとします。</p> <p>2（略）</p> <p>3 供給設備の工事を要することが見込まれる場合は、供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ、その旨を当社に申し出るものとし、供給設備の状況等について<b>当該一般送配電事業者</b>に照会したうえで、申込みをしますものとします。</p> <p>第7条（遵守事項） お客さまは、電気需給契約により当社からの電気の供給を受ける場合は、次の各号の定めを遵守するものとします。 (1) お客さまが電気設備を<b>当該一般送配電事業者</b>の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、<b>当該一般送配電事業者</b>が定める系統連系技術要件を遵守して、<b>当該一般送配電事業者</b>の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。 (2) <b>当該一般送配電事業者</b>が定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守し、<b>当該一般送配電事業者</b>からの給電指令に従うこと。</p> <p>第8条（電気需給契約の成立） 1 電気需給契約は、本約款第6条第1項によるお客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立するものとします。</p>	<p>I 総則</p> <p>第1条（適用） この電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下「本約款」といいます。）は、株式会社U-POWER（以下「当社」といいます。）が、当社所定の方法によって申込みをいただいた高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、<b>一般送配電事業者</b>が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの標準的な電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条（定義） 本約款における用語の定義は、それぞれ次の各号のとおりとします。</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>第4条（略） 第5条（略）</p> <p>II 契約の申込み</p> <p>第6条（電気需給契約の申込み） 1 お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合、<b>当社は、電気事業法第2条の13に基づく契約締結前の書面交付を行うものとし</b>、お客さまは、あらかじめ本約款および当該書面を承諾のうえ、当社所定の方法により、必要事項を明記のうえ、申込みをしますものとします。</p> <p>2（略）</p> <p>3 供給設備の工事を要することが見込まれる場合は、供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ、その旨を当社に申し出るものとし、供給設備の状況等について一般送配電事業者に照会したうえで、申込みをしますものとします。</p> <p>第7条（遵守事項） お客さまは、電気需給契約により当社からの電気の供給を受ける場合は、次の各号の定めを遵守するものとします。 (1) お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。 (2) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従うこと。</p> <p>第8条（電気需給契約の成立） 1 電気需給契約は、本約款第6条第1項によるお客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立するものとし、<b>当社は、電気需給契約の成立後、電気事業法第2条の14に基づ</b></p>

<p>2 ～3 (略)</p> <p><b>4 当社は、電気事業法その他法令に基づきお客さまに交付される書面に記載すべき料金その他の供給条件を、書面の交付に代えて、それを記録したPDFファイルの当社ウェブサイトへの掲載その他当社所定の方法により提供を行うものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとし、また当社は、電気需給契約の更新または変更をする場合には、電気事業法その他法令に基づきお客さまへの説明および交付すべき書面への記載を一部省略できるものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとし、</b></p> <p>第9条 (供給の開始)</p> <p>1 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を<b>供給します。</b></p> <p>2 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を<b>供給します。</b></p> <p>第10条 (略)</p> <p>III 契約電力および料金</p> <p>第11条 (契約電力)</p> <p>契約電力は、次の各号によって定めるものとし、</p> <p>(1) 契約電力が500キロワット未満の場合、各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。<b>なお、以下、本号により契約電力を定めるお客さまを「実量制のお客さま」といいます。</b></p> <p>①～②(略)</p> <p>(2) 契約電力が500キロワット以上の場合、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、<b>お客さまと当社との協議によって定めるものとし、</b><b>なお、以下、本号により契約電力を定めるお客さまを「協議契約のお客さま」といいます。</b></p> <p>(3) (略)</p> <p>第12条 (料金)</p> <p>料金は、以下の各号に定める基本料金、電力量料金、予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金、別表1によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2によって算定された非化石証書費の<b>合計とします。</b>ただし、基本料金は以下の第3号によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとし、</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力量料金</p> <p>申込書に当社が本規定と異なる条件を記載して提示した場合を除き、次の計算式により算定した金額を1か月の<b>電力量料金</b>とします。<b>なお、次の計算式の各項の算定方法は、申込書に定めるものとし、</b></p> <p>電源調達費+託送従量料金+需給管理手数料+容量抛出品相当額+当社管理費=電力量料金</p>	<p><b>く契約締結後の書面交付を行います。また、契約締結後の交付書面に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更にならない事項については、お知らせを省略することがあります。</b></p> <p>2 ～3 (略)</p> <p>第9条 (供給の開始)</p> <p>1 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を<b>供給いたします。</b></p> <p>2 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を<b>供給いたします。</b></p> <p>第10条 (略)</p> <p>III 契約電力および料金</p> <p>第11条 (契約電力)</p> <p>契約電力は、次の各号によって定めるものとし、</p> <p>(1) 契約電力が500キロワット未満の場合、各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。</p> <p>①～②(略)</p> <p>(2) 契約電力が500キロワット以上の場合、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、<b>お客さまと当社との協議によって定めるものとし、</b></p> <p>(3) (略)</p> <p>第12条 (料金)</p> <p>料金は、以下の各号に定める基本料金、電力量料金、予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金、別表1によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2によって算定された非化石証書費の<b>合計といたします。</b>ただし、基本料金は以下の第3号によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとし、</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力量料金</p> <p>申込書に当社が本規定と異なる条件を記載して提示した場合を除き、<b>電気需給契約に定める託送従量料金単価に基づき、</b>次の計算式により算定した金額を1か月の<b>使用電力量</b>とします。</p> <p>電源調達費+託送従量料金+需給管理手数料+容量抛出品相当額+当社管理費=電力量料金</p>
---	---

<p>(2) 力率割引および割増し</p> <p>① (略)</p> <p>② 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント<b>割増し</b>します。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は85パーセントとみなします。</p> <p>(4) 予備電力 ① 予備線料金</p> <p>A) (略)</p> <p>B) 予備線を使用する場合の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、旧一般電気事業者の定める予備線基本料金単価と同単価を適用し、従量料金に関しては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。<b>なお、従量料金は本条第2号に定める電力量料金と併せて算定することがあります。</b></p> <p>② 予備電源料金</p> <p>A) (略)</p> <p>B) 予備電源を使用する場合の基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、旧一般電気事業者の定める予備電源基本料金単価と同単価を適用し、従量料金に関しては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。<b>なお、従量料金は本条第2号に定める電力量料金と併せて算定することがあります。</b></p> <p>(5) 自家発補給料金 お客さまの発電設備等検査、補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けることを希望し、<b>自家発補給電力の電気需給契約を締結した場合</b>の条件及び料金は、以下のとおりとします。</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ <b>電気需給契約に定める使用月基本料金単価および契約電力に基づき、以下により算定した金額を1か月の基本料金とします。</b></p> <p>A) <b>自家発補給電力による電気の供給を受けた料金の算定期間の場合</b> 使用月基本料金単価に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の基本料金とします。 <b>使用月基本料金単価 × 契約電力 × 力率割引または割増し = 基本料金</b></p> <p>B) <b>自家発補給電力による電気の供給をまったく受けない料金の算定期間の場合</b> 不使用月基本料金単価に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の基本料金とします。なお、不使用月基本料金単価は、使用月基本料金単価に10分の3を乗じて得た金額とします。 <b>不使用月基本料金単価 × 契約電力 = 基本料金</b></p> <p>④ 従量料金は、<b>本条第2号に定める電力量料金の計算式を準用して計算</b>いたします。また、従量料金は本条第2号に定める電力量料金と併せて算定することがあります。</p> <p>⑤お客さまが別途当社と協議をして当社と自家発補給契約を締結し、かつ、電気需給契約で定める契約電力（以下「主契約電力」といいます。）と自家発補給電力を同一計量する場合は、以下のとおりとします。</p>	<p>(2) 力率割引および割増し</p> <p>① (略)</p> <p>② 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント<b>割増</b>いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は85パーセントとみなします。</p> <p>(4) 予備電力 ① 予備線料金</p> <p>A) (略)</p> <p>B) 予備線を使用する場合の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、旧一般電気事業者の定める予備線基本料金単価と同単価を適用し、従量料金に関しては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。</p> <p>② 予備電源料金</p> <p>A) (略)</p> <p>B) 予備電源を使用する場合の基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、旧一般電気事業者の定める予備電源基本料金単価と同単価を適用し、従量料金に関しては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。</p> <p>(5) 自家発補給料金 お客さまの発電設備等検査、補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、<b>電気の供給を受ける場合</b>の条件及び料金は、以下のとおりとします。</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ <b>基本料金は、旧一般電気事業者の定める自家発補給電力使用時基本料金を適用</b>します。ただし、<b>電気の供給を受けない場合は基本料金を半額</b>とします。</p> <p>④ 従量料金は、以下のとおりとします。</p> <p>A)原則として使用日の1か月前までに当社へ使用の通知を行った場合、旧一般電気事業者にて定められた定期検査時の<b>自家発補給電力従量料金を適用</b>します。</p> <p>B)前A)以外の場合、旧一般電気事業者にて定められた事故時の<b>自家発補給電力従量料金を適用</b>します。</p> <p>⑤お客さまが別途当社と協議をして当社と自家発補給契約を締結し、かつ、電気需給契約で定める契約電力（以下「主契約電力」といいます。）と自家発補給電力を同一計量する場合は、以下のとおりとします。</p>
--	--

<p>A) (略)</p> <p>B) 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用したときの自家発補給電力の最大需要電力は、原則として自家発補給料金による契約電力とみなします。</p> <p><u>ただし、自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を<b>超えた場合は、当該一般送配電事業者または配電事業者が当社に通知した値</b>をその1か月の最大需要電力とします。なお、この場合において、<b>協議契約のお客さまについては、最大需要電力から、主契約電力と自家発補給契約電力の合計を差し引いて得た値を第21条に定める契約超過電力とみなして、契約超過金を申し受けます。</b></u></p> <p>C)～E)の号は全て削除</p> <p>IV 料金の算定および支払い 第13条(検針日) 電気の検針は、受電地点または供給地点ごとに、<b>当該一般送配電事業者が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日</b>(以下「検針日」といいます。)に行なうものとします。ただし、<b>高压で供給する場合で、本約款第11条第1項第2号によって契約電力を定める場合、または、特別高压で供給する場合は、当該一般送配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず毎月1日を検針日とします。</b></p> <p>第14条(略)</p> <p>第15条(使用電力量等の計量) 使用電力量および最大需要電力は、<b>当該一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により計量する場合、供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとします。</b></p> <p>第16～20条(略)</p> <p>V 使用および供給 第21条(契約超過金等) 1 当社は、<b>協議契約のお客さまが契約電力を超えて電気を使用した場合または実量制のお客さまの最大需要電力が500キロワット以上になった場合、</b>当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1か月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。 2 契約超過金は、<b>原則として契約電力を超えて電気をを使用した月の料金の支払期日までに支払うものとします。</b></p> <p>第22条(略)</p> <p>第23条(託送供給に関する事項) 当社は、電気を供給するにあたっては、<b>当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、当該一般送配電事業者が維持、運用する供給設備を介して電気を供給するものとし、お客さまは、託送供給等約款に定める以下の各号に定める事項について同意するものとします。</b> (1) <b>当該一般送配電事業者による需要場所への立入りによる業務の実施</b> 次に定める業務を実施するため、お客さまの承諾を得て<b>当該一般送配電事業者がお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。</b>この場合には、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するもの</p>	<p>A) (略)</p> <p>B) 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用したときの自家発補給電力の最大需要電力は、<b>次に該当するときに除き、</b>原則として自家発補給料金による契約電力とみなします。</p> <p>i. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を<b>超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らか</b>な場合は、<b>自家発補給電力の最大値</b>をその1か月の最大需要電力と<b>みなします。</b></p> <p>ii. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を<b>超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合は、主契約電力と自家発補給契約電力との比であん分して得た値をその1か月の最大需要電力とみなします。</b></p> <p>C)～E) (略)</p> <p>IV 料金の算定および支払い 第13条(検針日) 電気の検針は、受電地点または供給地点ごとに、一般送配電事業者が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日(以下「検針日」といいます。)に行なうものとします。ただし、<b>高压で供給する場合で、本約款第11条第1項第2号によって契約電力を定める場合、または、特別高压で供給する場合は、一般送配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず毎月1日を検針日とします。</b></p> <p>第14条(略)</p> <p>第15条(使用電力量等の計量) 使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により計量する場合、供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとします。</p> <p>第16～20条(略)</p> <p>V 使用および供給 第21条(契約超過金等) 1 当社は、<b>契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気をを使用した場合、</b>当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1か月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。 2 契約超過金は、契約電力を超えて電気をを使用した月の料金の支払期日までに支払うものとします。</p> <p>第22条(略)</p> <p>第23条(託送供給に関する事項) 当社は、電気を供給するにあたっては、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が維持、運用する供給設備を介して電気を供給するものとし、お客さまは、託送供給等約款に定める以下の各号に定める事項について同意するものとします。 (1) 一般送配電事業者による需要場所への立入りによる業務の実施 次に定める業務を実施するため、お客さまの承諾を得て<b>一般送配電事業者がお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。</b>この場合には、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するもの</p>
--	--

<p>ものとしします。</p> <p>① 需給地点に至るまでの<b>当該</b>一般送配電事業者の供給設備または記録型計量器等需要場所内の<b>当該</b>一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査</p> <p>②～④(略)</p> <p>⑤ 本約款第 24 条、本約款第 <b>29</b> 条または本約款第 <b>31</b> 条により必要な処置</p> <p>⑥ 託送供給等約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または<b>当該</b>一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>(2) 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>① お客さまは、次の場合には、すみやかにその旨を<b>当該</b>一般送配電事業者および当社に通知するものとしします。</p> <p>a) お客さまが、引込線、記録型計量器等その需要場所内の<b>当該</b>一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>b) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが<b>当該</b>一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>② お客さまが<b>当該</b>一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を<b>当該</b>一般送配電事業者と当社に通知するものとしします。なお、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、当該物件が<b>当該</b>一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を<b>当該</b>一般送配電事業者および当社に通知するものとし、これらの場合において、保安上とくに必要があると当社が判断した場合、お客さまは、その内容を変更するものとしします。</p> <p>第 24 条 (供給の停止)</p> <p>お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合、<b>当該</b>一般送配電事業者は、当該託送供給を停止することがあります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 需要場所内の<b>当該</b>一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失し、<b>当該</b>一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合。</p> <p>(3) その他、<b>当該</b>一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項をお客さまが遵守しない場合。</p> <p>第 25 条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止を求める場合があります。</p> <p>(1) <b>当該</b>一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。</p> <p>(2) <b>当該</b>一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。</p> <p>(3) 系統全体の需要が大きく低下し、<b>当該</b>一般送配電事業者の調整電源による対策の実施にもかかわらず、<b>当該</b>一般送配電事業者の原子力発電または水力発電を抑制する必要があるが生じた場合。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><b>第 26 条 (制限または中止の料金割引) の条/項/号は全ての削除</b></p> <p>第 <b>26</b> 条 (損害賠償の免責)</p> <p>1 (略)</p>	<p>としします。</p> <p>① 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または記録型計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査</p> <p>②～④(略)</p> <p>⑤ 本約款第 24 条、本約款第 <b>30</b> 条または本約款第 <b>32</b> 条により必要な処置</p> <p>⑥ 託送供給等約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>(2) 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>① お客さまは、次の場合には、すみやかにその旨を一般送配電事業者および当社に通知するものとしします。</p> <p>a) お客さまが、引込線、記録型計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>b) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>② お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知するものとしします。なお、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、当該物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者および当社に通知するものとし、これらの場合において、保安上とくに必要があると当社が判断した場合、お客さまは、その内容を変更するものとしします。</p> <p>第 24 条 (供給の停止)</p> <p>お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合、一般送配電事業者は、当該託送供給を停止することがあります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失し、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合。</p> <p>(3) その他、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項をお客さまが遵守しない場合。</p> <p>第 25 条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止を求める場合があります。</p> <p>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。</p> <p>(3) 系統全体の需要が大きく低下し、一般送配電事業者の調整電源による対策の実施にもかかわらず、一般送配電事業者の原子力発電または水力発電を抑制する必要があるが生じた場合。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第 <b>26</b> 条 (制限または中止の料金割引) (略)</p> <p>第 <b>27</b> 条 (損害賠償の免責)</p> <p>1 (略)</p>
--	---

<p>2 本約款第 24 条によって電気の供給を停止した場合または本約款第 31 条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 27 条 (設備の賠償) お客さまが故意または過失によって、需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客様はその設備について次の金額を賠償するものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>VI 契約の変更および終了 第 28 条 (電気需給契約の変更等)</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 お客さまは、あらかじめ当社から承諾を得ることなく、当社と締結した電気需給契約の契約上の地位を第三者に譲渡 (合併その他の一般承継の場合を含みます。以下本項において同じとします。) できないものとします。電気需給契約の契約上の地位の譲渡を希望するお客さまは、原則として譲渡希望日の 3 か月前までに当社所定の情報を記載した書面を当社に提出して承諾を求めるものとします。当社が当該譲渡を承諾しない場合には、その旨の通知をお客さまに発した日から 3 か月を経過する日をもって、当該譲渡の対象の電気需給契約は消滅するものとします。</b></p> <p>第 29 条 (電気需給契約の消滅)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 電気需給契約は、本約款第 31 条および次の各号に定める場合を除き、お客さまが当社に通知した廃止期日に消滅します。 (1) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、当社にて<b>当該</b>一般送配電事業者へ確認の上、電気需給契約の消滅日を決定し、当社よりお客さまに通知するものとします。 (2) (略)</p> <p>第 30 条 (供給開始後の電気需給契約の消滅または変更にもと なう料金および工事費の精算) 当社は、お客さまが、契約電力を新たに設定、または増加した後、1 年に満たないでこれを消滅または減少させる場合で、当社が<b>当該</b>一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく請求を受けたときは、電気需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費の清算にかかる額を、お客さまから申し受けます。</p> <p>第 31 条 (解 約 等)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本約款第 24 条によって電気の供給を停止されたお客さまが、<b>当該</b>一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 本約款第 24 条によって電気の供給を停止した場合または本約款第 32 条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 28 条 (設備の賠償) お客さまが故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客様はその設備について次の金額を賠償するものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>VI 契約の変更および終了 第 29 条 (電気需給契約の変更)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第 30 条 (電気需給契約の消滅)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 電気需給契約は、本約款第 32 条および次の各号に定める場合を除き、お客さまが当社に通知した廃止期日に消滅します。 (1) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、当社にて一般送配電事業者へ確認の上、電気需給契約の消滅日を決定し、当社よりお客さまに通知するものとします。 (2) (略)</p> <p>第 31 条 (供給開始後の電気需給契約の消滅または変更にも なう料金および工事費の精算) 当社は、お客さまが、契約電力を新たに設定、または増加した後、1 年に満たないでこれを消滅または減少させる場合で、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく請求を受けたときは、電気需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費の清算にかかる額を、お客さまから申し受けます。</p> <p>第 32 条 (解 約 等)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本約款第 24 条によって電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

<p>(1)～(4) (略)</p> <p>第 32 条 (電気需給契約消滅後の債権債務関係) 電気需給契約の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅しないものとする。</p> <p>第 33 条 (解約違約金)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本約款第 8 条第 2 項に基づく電気需給契約の更新後に、本約款第 29 条第 1 項に基づく電気の使用を廃止しようとする場合において、廃止期日の 3 か月前までに当社所定の方法による通知がないときは、解約違約金を申し受けます。なお、この場合の解約違約金は、廃止の通知が当社に到着した時期に応じて、次の計算式により算出した解約違約金とします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 本約款第 31 条第 1 項に基づき当社が電気需給契約を解約した場合または同条第 2 項に基づき当社が電気需給契約を解除した場合には、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けます。 ・解約日または解除日の属する月の前月まで 1 年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×2 か月×20%</p> <p>4 本条による解約違約金の支払いは、当社の指定する期日までに、当社が指定した方法により支払うものとする。</p> <p>VII 工事費の負担</p> <p>第 34 条 (記録型計量器等の取付け)</p> <p>1 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については、<b>当該</b>一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、<b>当該</b>一般送配電事業者が選定、所有し、<b>当該</b>一般送配電事業者の負担で取り付けるものとする。ただし、お客様の希望によって記録型計量器の付属装置を施設する場合または変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客様の負担により、お客さまで取り付けていただく場合があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 35 条 (供給設備の工事費負担金)</p> <p>お客さまが契約電力を増加される場合で、これにともない新たに供給設備の工事が必要となる場合、または、契約電力等の増加にともなわず、お客様の希望によって供給地点への<b>当該</b>一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、<b>当該</b>一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費の負担を求められたときは、お客さまはその負担金を支払うものとする。</p> <p>VIII その他</p> <p>第 36 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第 37 条 (管轄裁判所)</p> <p>お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>第 38 条 (本約款の実施日)</p> <p>本約款は 2025 年 4 月 1 日より施行するものとする。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>第 33 条 (電気需給契約消滅後の債権債務関係) 電気需給契約の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅しないものとする。</p> <p>第 34 条 (解約違約金)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本約款第 8 条第 2 項に基づく電気需給契約の更新後に、本約款第 30 条第 1 項に基づく電気の使用を廃止しようとする場合において、廃止期日の 3 か月前までに当社所定の方法による通知がないときは、解約違約金を申し受けます。なお、この場合の解約違約金は、廃止の通知が当社に到着した時期に応じて、次の計算式により算出した解約違約金とします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 本約款第 32 条第 1 項に基づき当社が電気需給契約を解約した場合または同条第 2 項に基づき当社が電気需給契約を解除した場合には、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けます。 ・解約日または解除日の属する月の前月まで 1 年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×2 か月×20%</p> <p>4 本条による解約違約金の支払いは、当社の指定する期日までに、当社が指定した<b>金融機関に振り込むこと</b>により支払うものとする。</p> <p>VII 工事費の負担</p> <p>第 35 条 (記録型計量器等の取付け)</p> <p>1 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、一般送配電事業者が選定、所有し、一般送配電事業者の負担で取り付けるものとする。ただし、お客様の希望によって記録型計量器の付属装置を施設する場合または変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客様の負担により、お客さまで取り付けていただく場合があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 36 条 (供給設備の工事費負担金)</p> <p>お客さまが契約電力を増加される場合で、これにともない新たに供給設備の工事が必要となる場合、または、契約電力等の増加にともなわず、お客様の希望によって供給地点への一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費の負担を求められたときは、お客さまはその負担金を支払うものとする。</p> <p>VIII その他</p> <p>第 37 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第 38 条 (管轄裁判所)</p> <p>お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>第 39 条 (本約款の実施日)</p> <p>本約款は 2022 年 7 月 1 日より施行するものとする。</p> <p>附則 2022 年 10 月 1 日改定</p>
--	---

別表 1～別表 2 (略)	<u>2023 年 6 月 1 日改定</u>
	<u>2024 年 4 月 1 日改定</u>
	別表 1～別表 2 (略)